令和２年度未来づくり協働コンペ事業実施要項

（目的）

1. この要項は、火の国未来づくりネットワーク会員が地域の特性や優位

性を活かし、地域団体が連携して進める未来づくり協働コンペ事業の実施に

必要な事項を定めるものとする。

（応募条件及び補助対象事業）

第２条 事業実施者から提出される未来づくり協働コンペ事業（以下、「本事業」という。）の応募条件は次のとおりとする。

1. 火の国未来づくりネットワーク会員を２団体以上含む事業体であること。
2. 熊本県内に事務所等を有し、熊本県内で活動していること。
3. 協動する団体がそれぞれ団体の定款、規約、会則等を有すること。
4. 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
5. 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
6. 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
7. 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

２　前項の団体が提出する補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

1. 国、県、市町村又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けていない事業であること。
2. 事業実施者にとって新規に取り組む事業であること。
3. 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要であるなど合理的な理由がある場合を除く。
4. 施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業でないこと。
5. 補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること。
6. 個人への金銭的給付を行うものでないこと。
7. 地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること。

（募集期間）

第３条　本事業の募集期間は令和２年１月２２日〜令和２年２月末とする。

ただし、予算の執行状況によっては追加の募集を行う場合がある。

（補助対象事業の交付額と採択数）

第４条　本事業の交付額及び採択数は次のとおりとする。

1. 順位及び予算の審査会において、予算の範囲内で上位のものから採択し、事業実施者の申請額を満額交付する。但し、採択都合上、申請額を満額交付できない場合、対象事業者と調整の上、予算の範囲内で支給する。
2. 前項但し書きにおいて、事業者が採択を辞退した場合、採択順位を繰り上げる。

（提出書類）

第５条　本事業の実施者は事業計画書（別記第１号様式）を募集期間内に提出するものとする。

２　本条第１項に定める書類の提出先は、火の国未来づくりネットワーク事務局とする。

　郵送：熊本県上天草市大矢野町上１５３９（〒８６９－３６０２）

　メール：kaproject.kamiamakusa@gmail.com

（実績報告）

第６条　事業実施者は補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書を提出しなければならない。

２　実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して３０日を経過した日又は令和３年２月末のいずれか早い日とする。ただし、会長が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

３　事業実施者は、補助事業が完了した年度の次の総会において事例発表を行わなければならない。

（審査及び補助対象事業の選定者）

第７条　事業実施者は提出した書類をもとに、会長が招集する審査会において、プレゼンテーションによる企画提案を行わなければならない。審査の方法は次のとおりとする。なお、事業実施者からの申請額の合計が予算内に収まる場合であっても審査会を実施する。

　（１）プレゼンテーションの時間は１０分以内とする。

（２）審査員は火の国未来づくりネットワーク役員会にて選任する。

（審査の視点）

第８条　前条に定める審査の視点は次のとおりとする。

1. 火の国未来づくりネットワーク会員が連携を持ち、主体的に取り組む事業であること
2. 地域の特性や優位性を十分に生かした取組みであること
3. 地域の課題解決や活性化につながる内容であること
4. 次年度以降の継続的な事業実施が見込めること

第９条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附　則

　この要項は、令和元年８月２６日から施行する。

　この要項は、令和２年１月２１日から施行する。